



平成16年11月1日
国土交通省 秋田河川国道事務所

子吉川水系河川整備基本方針が決定されました

子吉川水系における今後の河川整備の基本となる「子吉川水系河川整備基本方針」について、10月29日に開催された社会資本整備審議会河川分科会（第15回）において審議が終了し、国土交通大臣によって決定されました。

今後、当面実施する河川整備等の具体的内容を定める「子吉川水系河川整備計画」の策定に向け、住民や学識経験者の意見を聴きながら検討を行ってまいります。

なお、これに関連して、国土交通省において記者発表した資料は以下のとおりです。

高瀬川等2水系に係る河川整備基本方針の策定について

平成16年10月28日

<問合せ先>

国土交通省河川局 河川計画課

河川計画調整室

電話03-5253-8111（内線35372）

平成16年10月29日に開催される社会資本整備審議会河川分科会（第15回）において、河川法第16条第3項に基づき、下記の2水系について河川整備基本方針の審議が行われます。

本2水系の河川整備基本方針については、平成16年7月12日付けで国土交通大臣から社会資本整備審議会会長へ意見を求めていたものです。社会資本整備審議会では本審議を河川分科会に付託し、これまで河川整備基本方針検討小委員会において2回の審議を行ってきました。

今回の河川分科会をもって審議が終了し、河川整備基本方針が策定される予定ですので、お知らせいたします。

記

高瀬川

子吉川

<高瀬川等2水系の河川整備基本方針の概要>

河川整備基本方針は、各水系における治水、利水、河川環境等の河川管理の長期的な方針を、総合的に定めるものである。その内容には、工事実施基本計画で記述されていなかった河川環境の整備と保全や維持管理等に対する考え方も明らかにされているとともに、計画規模を超える洪水や整備途上段階での洪水による被害の軽減についても記載を行っている。

治水計画としての基本でもある基準地点における基本高水のピーク流量、計画高水流量は、高瀬川、子吉川については、最新データも加えてその内容を検証した結果、既定計画を踏襲することとしているが、高瀬川については河口部に小川原湖があり、この湖の特性から基本高水のピーク流量、計画高水流量をそれぞれ基本高水のピーク水位、計画高水位と設定している。

流水の正常な機能を維持するため必要な流量については、高瀬川については、既定計画では定められていなかったものを新たな検討を行い設定している。子吉川については、最新データも加えてその内容を検証し、既定計画を踏襲している。

2水系の河川整備基本方針の主な特徴的内容は次のとおりである。

○高瀬川

高瀬川は、昭和33年9月洪水をはじめ近年洪水に対応するため、河口部に放水路を拡幅して小川原湖の湖水位の低減を図るとともに、河口閉塞対策、湖岸堤等の整備により洪水を安全に流下させる。放水路拡幅にあたっては、湖口マウンド（浅水域）を保全し、汽水環境の保持、ヤマトシジミの産卵場に配慮した方式により実施する。また、関係機関及び地域住民と連携しながら、小川原湖の微汽水環境など自然豊かな河川環境の保全に努める。

○子吉川

子吉川は、中流部の河岸段丘が発達した地帯では、地形特性から氾濫源が段丘の低地に限定され、沿川の土地利用は標高に応じて農地と宅地に住み分けられている。このような状況を踏まえ、堤防の整備などとともに河岸段丘地形の低地を利用した遊水機能の確保・強化を行いながら、上下流の治水安全度を効率的に向上させる。また、ボート等の水面利用、心身を癒やす新しい川づくりの活動を踏まえ、水上スポーツや癒しの川づくりの利用促進を図る。

(参考)

○河川法（昭和39年法律第167号）（抄）

(河川整備基本方針)

第16条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。

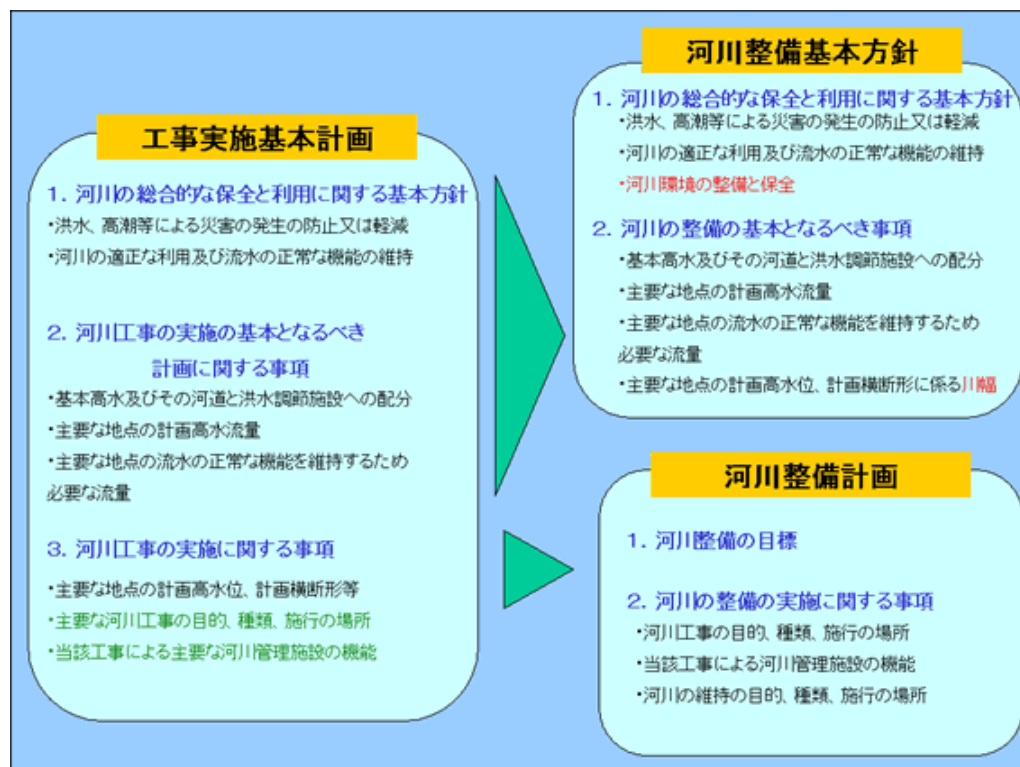
2 (略)

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。

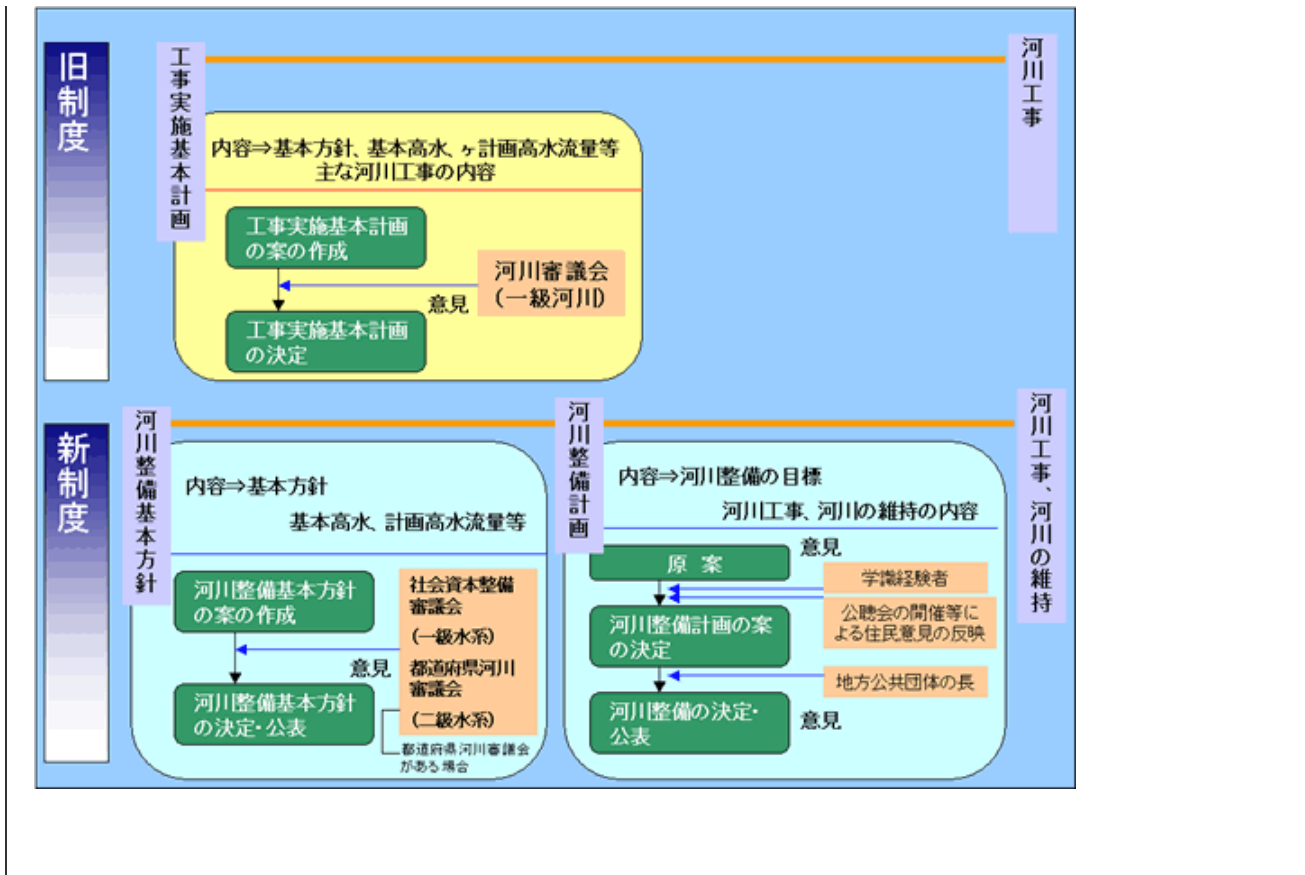
4～6 (略)

(参考資料)河川整備基本方針に記載する内容・策定に係る流れ図

河川整備基本方針に記載する内容



策定に係る流れ図



お問い合わせ先

国土交通省 東北地方整備局 秋田河川国道事務所
 〒010-0951 秋田市山王一丁目10-29
 TEL 018-823-4167
 副所長(河川担当) 青木 隆夫(内線204)
 調査第一課長 川村 公一(内線351)